

～生後2ヶ月以上のお子様がいる保護者の方へ～

小児肺炎球菌予防接種のお知らせ

- **対象年齢**：生後2ヶ月から生後60月に至るまでの間の者
(2ヶ月児から5歳児未満)
- **接種回数**：4回 (※接種開始月齢により回数が異なります)
- **接種費用**：全額公費負担 (無料)
- **接種場所**：別紙の市内指定医療機関 または 本島内の地区医師会会員医療機関
(※接種前に予約を行い、必ず親子(母子)健康手帳を持参して下さい。)

①は『標準的な』接種スケジュールです。

なにかご不明点等ございましたらお問い合わせください。

浦添市保健相談センター

健康づくり課(予防係) ☎ 098-875-2100



■小児用肺炎球菌予防接種 接種スケジュール

① **生後2～7ヶ月児未満**で接種開始する場合：**4回**接種



※1) 2回目及び3回目の接種は生後24月(2歳)になる前までに行うこと。

2歳までに3回目まで接種できなかった場合は、できなかった分の接種は行わず、4回目の追加接種のみ行うこと。(任意接種としては接種可能)

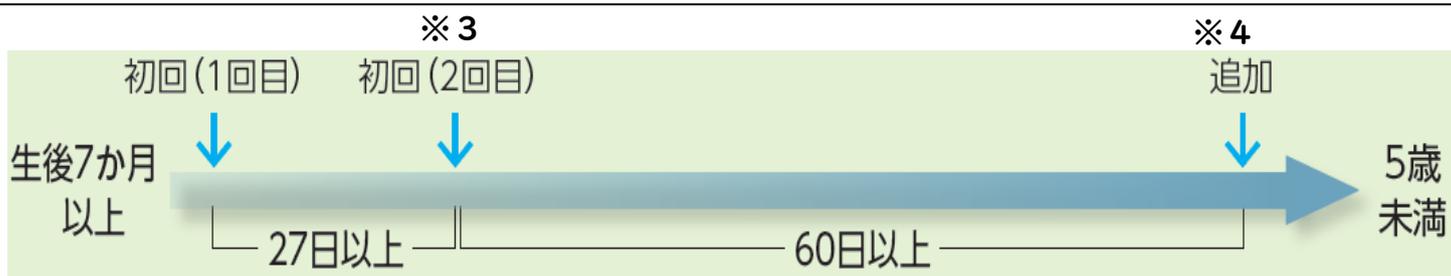
また、2回目の接種が生後12ヶ月(1歳)を超えた場合、3回目の接種は行わず、4回目の接種のみ行うこと。(任意接種としては接種可能)

※2) 4回目の追加接種は生後12ヶ月(1歳)を過ぎて行うこと。

標準的には1歳以上1歳3ヶ月未満で接種を行う。

※標準的な接種スケジュール以外のスケジュールについては、裏面をご覧ください。

② 生後 7～11 ヶ月児までの間に接種開始する場合：3回接種



※3) 2回目の接種は生後12ヶ月(1歳)になる前までに行うこと。
1歳までに2回目の接種ができなかった場合は、2回目の接種は行わずに、
3回目の追加接種のみ行うこと。(任意接種としては接種可能)

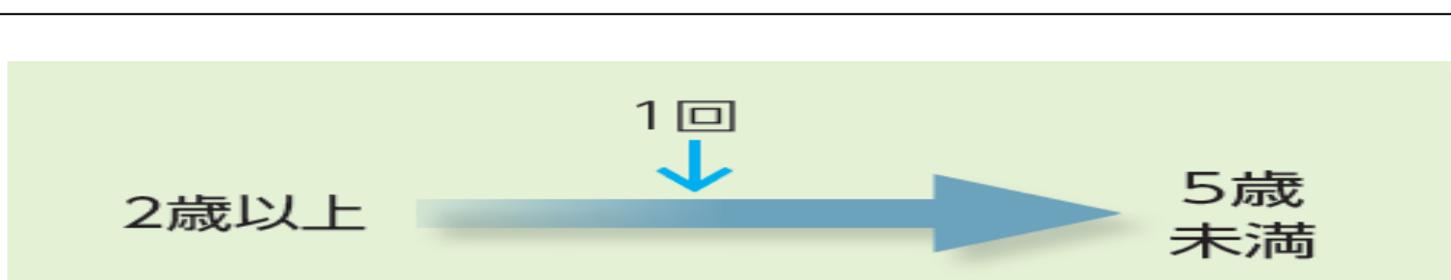
※4) 3回目の追加接種は生後12ヶ月(1歳)を過ぎて行うこと。

③ 生後1歳～2歳児未満で接種開始する場合：2回接種



※5歳になるまでに60日以上あけて2回接種すること。

④ 生後2歳～5歳児未満で接種開始する場合：1回接種



※5歳になるまでに1回接種を行うこと。

※小児用肺炎球菌ワクチンを続けて接種する場合は、決まった接種間隔で受けて下さい。

※3ヶ月以内にけいれんを起こしたお子様は、予防接種を受けることが出来ません。

その後は、かかりつけの医師から事前に接種の許可をもらい、接種してください。

※1ヶ月以内に家族や友達に麻しん・風しん・水ぼうそうなどに罹患した方がいた場合、予防接種が受けられない場合があります。接種医にご相談下さい。

肺炎球菌ってどんな病気？

肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、集団生活が始まるとほとんどの子どもが持っているといわれるもので、主に気道の分泌物により感染します。これらの菌が何らかのきっかけで進展することで、肺炎や中耳炎、髄膜炎などの重い合併症を起こすことがあります。

特に髄膜炎をきたした場合には2%の子どもが亡くなり、10%に難聴、精神の発達遅滞、四肢の麻痺、てんかんなどの後遺症を残すといわれています。また小さい子どもほど発症しやすく、特に0歳児でのリスクが高いとされています。

小児用肺炎球菌ワクチンについて

小児用肺炎球菌ワクチン『PCV20（沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン）』は、令和6年10月に新たに導入されたワクチンで、計20種類の肺炎球菌に対して予防効果を有しています。これにより、従来よりも多くの種類の肺炎球菌に対して予防効果が期待できると考えられています。小児への投与方法として、PCV20は皮下注射または筋肉注射により投与します。

一方で、ワクチンに含まれない種類の肺炎球菌も存在するため、ワクチンを接種しても肺炎球菌感染症を発症する場合があります。

小児用肺炎球菌ワクチンの副反応について

小児用肺炎球菌ワクチン接種後に、最も多く見られる副反応は、接種部位の疼痛や圧痛、紅斑（赤くなる）や腫脹（腫れ）等です。その他に、発熱、傾眠状態や易刺激性（不機嫌になりやすい）等の症状が見られます。

稀に報告される重い副反応として、ショック、アナフィラキシー、痙攣、血小板減少性紫斑病がありますが、複数回接種することで副反応の発現率が高くなるということはありません。

ほとんどの症状が接種後2～3日で自然に治りますが、気になる症状のある場合はお早めにかかりつけの医師の診察を受けましょう。

予防接種法の健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。

死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する または障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

1994年に予防接種法が改正され、1948年に制定されて以来続いていた強制義務接種から個別勧奨義務接種（努力義務接種）に切り替わっています。

そのため予防接種は強制ではありません。